

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ド レ ッ ク ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 村 眞 良
 (コード番号：4586 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 北 垣 栄 一
 (TEL. 03-3664-9665)

**第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付き）（第三者割当て）の発行及び
 新株予約権買取契約（「コミット・イシュー 2016 モデル」）の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において、Evolution Biotech Fund を割当先とする第 8 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、Evolution Biotech Fund との間で新株予約権買取契約（「コミット・イシュー 2016 モデル」※）を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。本資金調達は、非臨床試験を実施済みまたは実施中で、近い将来に臨床試験を開始できる段階まで開発が進んでいる、MRX-5LBT（帯状疱疹後の神経疼痛治療薬）、MRX-4T2T（痙性麻痺治療薬）を始めとする後続パイプラインの開発に必要な資金を確保することが目的となります。また、①原則として概ね 6 ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしている点、②既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能である点、から本スキームを採用することを決定いたしました。

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 27 年 12 月 7 日
(2) 新株予約権の総数	1,600,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,800,000 円（第 8 回新株予約権 1 個当たり 3.0 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,600,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	1,122,600,000 円（注）
(6) 行 使 価 額	当初行使価額：703 円 本新株予約権は、平成 27 年 12 月 7 日から 5 価格算定日（以下に定義する。）が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する 5 価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額（以下、「基準行使価額」という。ただし、当該金額が、①下記 3. (1)②記載の上限行使価額（ターゲット価格）を上回る場合は上限行使価額（ターゲット価格）とし、②下記 3. (1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。）に修正される。 ただし、いずれかの修正日において基準行使価額が 1,546 円（以下、「上限撤回価額」という。）を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は基準行使価額となる。

	当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合 (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Biotech Fund
(9) その他	当社は、Evolution Biotech Fund との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、新株予約権買取契約（以下、「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

※「コミット・イシュー 2016 モデル」とは

当社が新株式の発行予定株数（1,600,000株）を予め定め、120 価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づき、原則として割当予定先が必ず全株式を購入する（**全部コミット**）手法です。購入に際しては、新株予約権の行使請求（原則計 24 回）を通して行われます（詳細については、3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要をご参照下さい。）。各回の行使においては、原則として各 24 回にわたり 5 取引日毎に各回 50,000 株相当分以上の行使をすることを（**部分コミット**）約しております。前者の「全部コミット」と後者の「部分コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。また割当予定先は行使価額がリセットされてから次のリセットまでの各期間、25,000 株相当分を上限に、追加で新株予約権を行使することが出来ます。この仕組みにより、株価上昇時等において行使が促進されることが期待されますが、かかる行使により発行される株式は、本新株予約権全体で 400,000 株を上限とします。

また全株数において 1,159 円というターゲット価格（上限行使価額）を定め、各 23 回の修正後の行使価額（なお、修正後の各行使価額は、価格算定日の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出されます）と比較して発行されることとなります。ただし、修正後の行使価額が 1,546 円を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになります。

	第 8 回新株予約権
発行数	1,600,000 個
発行価額の総額	4,800,000 円
行使価額の総額	1,124,800,000 円
期間	最長 7.5 ヶ月
リセット回数（原則）	通算で最大 23 回（予定）
ターゲット価格（上限行使価額）	1,159 円
上限撤回価額	1,546 円
行使価額	VWAP の 91%
全部コミット	有り
部分コミット	有り
下限行使価額	463 円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てを当初行使価額で行使したと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術 ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、当社グループの第一パイプラインとして、「消炎鎮痛貼付剤 (商品名: ETOREAT[®])」の米国での開発を推し進めております。当社グループは、当パイプラインに関する製薬会社等との提携契約による収益を中心とした事業収益計画を有しており、製品上市前の収益としても所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでおります。しかしながら、このマイルストーン収益の発生時期は開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであります。

今回の資金調達の目的は、ETOREAT[®]に関する提携契約に伴う収入による開発資金の蓄積を待つことなく当社グループの成長を加速するために、既に開発資金を確保している MRX-10XT (中枢性鎮痛薬) だけでなく、非臨床試験^{*2}を実施済みまたは実施中で、近い将来に臨床試験^{*3}を開始できる段階まで開発が進んでいる、MRX-5LBT (帯状疱疹後の神経疼痛治療薬)、MRX-4TZT (痙性麻痺治療薬) を始めとする後続パイプラインの開発資金を機動的に得ることにあります。

<MRX-5LBT: 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬 (リドカイン^{*4}テープ剤) >

ILTS[®]を用いて局所麻酔剤であるリドカインのテープ型貼付剤を製剤開発したものであり、米国においてピーク時年商約 1,200 億円であったリドカインパップ剤 Lidoderm[®]と同様の特性を示すこと等により、米国での早期の承認取得を計画しています。

<MRX-4TZT: 痙性麻痺治療薬 (チザニジン^{*5}テープ剤) >

ILTS[®]を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。現在、非臨床試験を実施中であり、平成 28 年に臨床試験を開始する計画です。

ILTS[®]に代表される当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するためには、第一パイプラインである ETOREAT[®]の開発推進に加えて、MRX-10XT、MRX-5LBT、MRX-4TZT を始めとする後続パイプラインの開発を推し進める以外に道はないと認識しております。ETOREAT[®]を始めとする各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に後続パイプラインへの開発投資を行うことが、当社グループの収益基盤を強化・複線化するための最善の手段の一つであり、中長期的な当社の企業価値向上に資すると考えております。

(語句説明)

- (*1) イオン液体とは、融点が 100℃以下の塩 (えん) のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形 (貼り薬、塗り薬等) に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System) と呼んでいます。
- (*2) 非臨床試験とは、薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験です。

- (*3) 臨床試験とは、薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第Ⅰ相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第Ⅱ相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第Ⅲ相試験に区分されます。
- (*4) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (*5) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書提出日同日に、当該有価証券届出書の効力発生を本新株予約権にかかる払込みの停止条件とした下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結します。

① 行使コミット条項

割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として120営業日（概ね6ヶ月）以内（ただし、下記の行使コミット消滅が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成28年7月22日（発行日から概ね7.5ヶ月後）までとされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長されます。）に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています（以下、「全部コミット」といいます。）。またそれに加えて、原則として24回にわたり5取引日ごとに到来する行使価額のリセット日において、各日50,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています（以下、「部分コミット」といいます。ただし、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が50,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。市場混乱事由が生じた場合、適宜調整されます。以下本①において同じ。）。また割当予定先は行使価額がリセットされてから次のリセットまでの各期間、25,000株相当分を上限に、追加で新株予約権を行使することが出来ます。この仕組みにより、株価上昇時等において行使が促進されることが期待されますが、かかる行使により発行される株式は、本新株予約権全体で400,000株を上限とします。かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することが出来ます。ただし、①5取引日ごとの50,000株相当分以上の本新株予約権の行使コミット（部分コミット）は、それに先立つ5価格算定日の期間（以下、「コミット期間」といいます。）内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額（下記②において定義します。）の110%以下となった場合には消滅します（以下、「行使コミット消滅」といいます）。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することが出来ます。1度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先はその時点で残存する部分コミットに加えて、発行日から原則として120営業日後の日に50,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。また、2度目から6度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先は同様に発行日から原則としてその時々で有効な最後のコミット期間の直後に、50,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。ただし、7度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる追加的な部分コミットは以後発生しません。そのため、残る部分コミットは引続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使するとコミット（全部コミット）は消滅します。②割当予定先によるかかる行使コミット（全部コミット及び部分コミット）は、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅するものとされています。

② 行使価額のリセット

本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正されます。この場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（以下、「基準行使価額」といいます。）に修正されます。但し、当該金額が、①

上限行使価額（ターゲット価格）（以下に定義します。）を上回る場合には上限行使価額（ターゲット価格）とし、②下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合には下限行使価額とします。

「上限行使価額（ターゲット価格）」は当初1,159円とし、「下限行使価額」は当初463円としますが、いずれかの修正日において修正後の行使価額が1,546円（以下、「上限撤回価額」という。）を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになります。当該上限行使価額（ターゲット価格）および上限撤回価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当先と当社間で議論の上決定したものととなります。

上限行使価額（ターゲット価格）、上限撤回価額及び下限行使価額は本新株予約権の本発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の [メリット] および [デメリット] がありますが、本スキームは原則として概ね6ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしているため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の [他の資金調達方法との比較] のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上で喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 短期間における確実な発行
新株式発行予定株数（1,600,000株）を、原則として120取引日期間において全株発行（全部コミット）します。
- ② 分割発行
120取引日期間内の権利行使コミットは、原則として24回のみです。各回行使に関連して「部分コミット」条項も付与されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。
- ③ マーケット・インパクトの分散
公募による新株式発行を行う場合、一度に多量の株式が市場に放出されることとなるため、需給環境の悪化による株価下落と、それに伴う資金調達額の減少懸念があります。本新株予約権では、120取引日期間に分散して発行していくことにより、市場の需給環境を悪化させることなく資金調達を進めることができ、資金調達額の減少懸念を和らげることが期待されます。
- ④ 株価上昇時の行使促進効果
今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,600,000株について、1,159円という上限行使価額（ターゲット価格）を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、120取引日の経過を待たずに速やかに行動を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。
- ⑤ 株価上昇時の資金調達額の増大
修正後の行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその時々々の時価を基準に算出されるようになります。その場合、株価が当初の水準から大幅に上昇した状態となっているため、新株予約権1個の行使による資金調達額が増大することが期待されます。
- ⑥ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）
新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予めスタンバイできます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達は出来ない
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価上達時の資金調達額の限界
上限行使価額（ターゲット価格）が1,159円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額がターゲット価格による調達額が当初の上限となります。
- ③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。
- ④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

- ① 新株式発行による増資
 - (a) 公募増資
公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
 - (b) 株主割当増資
株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でない判断いたしました。
 - (c) 第三者割当増資
第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つかっておらず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たす額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達方法の選択肢を整備する必要があると判断いたしました。
- ② MSCB
株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 行使価額が固定された新株予約権
行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。
- ④ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）
株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することが出来ません。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	1,124,800千円
本新株予約権の払込金額の総額	4,800千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,129,600千円
② 発行諸費用の概算額	7,000千円 (内訳) 登記費用 3,000千円 価額算定及び調査費用 2,500千円 届出書作成費用等 1,500千円
③ 差引手取概算額	1,122,600千円

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てを当初行使価額で行使したと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① MRX-5LBT の米国における臨床開発及びその付帯費用	492	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 9 月
② MRX-4TZT の非臨床試験、米国における臨床第 I 相試験費用	630	平成 27 年 12 月～ 平成 29 年 9 月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があります、また割当予定先は本新株予約権買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権行使を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して 20 取引日に達した場合及び行使コミット消滅が 7 回発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

① MRX-5LBT の米国における臨床開発及びその付帯費用

MRX-5LBT（帯状疱疹後の神経疼痛治療薬）の米国における臨床開発及びそれらを実施するための準備（治験薬製造、安定性試験等）にそれぞれ以下の金額を充当する予定です。

- ・臨床試験：480 百万円
- ・治験薬製造、安定性試験費用等：12 百万円

② MRX-4TZT の非臨床試験、米国における臨床第 I 相試験費用

MRX-4TZT（痙性麻痺治療薬）の非臨床試験、平成 28 年開始予定の米国における臨床第 I 相試験に、それぞれ以下の金額を充当する予定です。

- ・非臨床試験：150 百万円
- ・臨床第 I 相試験：480 百万円

以上の施策を目的に、当社は平成 27 年 11 月 20 日、本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や保全性の高い手法等で保管・運用する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金を非臨床試験を実施済みまたは実施中で、近い将来に臨床試験を開始できる段階まで開発が進んでいる、MRX-5LBT（带状疱疹後の神経疼痛治療薬）、MRX-4TZT（痙性麻痺治療薬）を始めとする後続パイプラインの開発資金として、外部環境の進展にあわせ経営資源として迅速な投入を行うことで、当社の関連する米国医療用貼付剤市場において競争力を獲得すべく事業展開が図れ、当社の今後の発展に大きく寄与するものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が取引コストを勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び部分コミットを完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ 2.78 円～2.84 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を 3.0 円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成 27 年 11 月 19 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し 9% 下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 1,600,000 株（議決権数 16,000 個）は、平成 27 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 6,689,700 株及び議決権数 66,877 個を分母とする希薄化率は 23.9%

(議決権ベースの希薄化率は 23.9%) に相当します。そのため、本第三者割当による新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

なお、本新株予約権買取契約において、各コミット期間において、割当予定先が権利行使日以外の日において行使することのできる本新株予約権の上限は 25,000 個であり、また、すべてのコミット期間を通算しての上限は 400,000 個とされているところ、当社普通株式の直近 6 ヶ月 (平成 27 年 5 月から 10 月まで) の 1 日当たりの平均出来高は 52,438 株であり、直近 3 ヶ月 (平成 27 年 8 月から 10 月まで) の 1 日当たりの平均出来高は 36,931 株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数 1,600,000 株を、割当先の行使コミット期間である 120 取引日で行使売却するとした場合の 1 取引日当たりの株数は 13,333 株 (直近 6 ヶ月平均出来高の 25.4%、直近 3 ヶ月平均出来高の 36.1%) となります。割当予定先からは市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しており、当社として株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本第三者割当により調達した資金を MRX-5LBT、MRX-4TZZ を始めとする後続パイプラインの開発に充てる予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化を受け、後続パイプラインの開発を推し進め、当社グループの各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散し、収益基盤を強化・複線化することで当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	Evolution Biotech Fund (エボリューション バイオテック ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2015 年 (平成 27 年) 6 月	
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金 : 50,000 米ドル 純資産 : 50,000 米ドル	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金 : EVO FUND 純資産 : 自己資本 100%	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
⑨	国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成 27 年 11 月 20 日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社グループの成長基盤となる当社独自の経皮吸収型製剤技術に基づいた医薬品製剤開発の強化を継続的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成 27 年 9 月に当社と割当予定先とのあっせんを行う EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン) から最初の提案を受けました。当該提案を当社内

にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として新たに設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であり、EVO FUND の 100%子会社であります。EVO FUND は、関連ジェネラルパートナーである EVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)と EVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 ジョン・ラングフォード、マイケル・ラーチ)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるブライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。なお、EVO Feeder Fund は資本金 10,000,001 米ドルの投資ファンドで株主は 2 名の英国人及び EVO Investment Advisors Ltd. (マネジメント株式、1 米ドル) であります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である Evolution Biotech Fund は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当の行使価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fund が 50,000 米ドルの払込資本金を有していると同時に、割当予定先の 100%出資者である EVO FUND から払込み及び行使に関して、必要な資金手当てを受けることが出来る旨口頭で確認しております。また EVO FUND の財産の

存在については、EVO FUND が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長松村 眞良氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

（６）割当予定先の実態

当社は、割当予定先である Evolution Biotech Fund およびアレンジャーである EVOLUTION JAPAN 証券と直接、面談・ヒアリングを実施し、割当先が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、Evolution Biotech Fund、および同社と資本関係にある EVO FUND（Evolution Biotech Fund の 100%出資者）、EVO Feeder Fund（EVO FUND の 100%出資者）の法人格・出資者・業務執行組合員が反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都新宿区西新宿 4-32-13 代表取締役 中村勝彦）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

８．大株主及び持株比率

募集前（平成 27 年 11 月 20 日現在）	
松村 眞良	5.65%
株式会社 S B I 証券	3.99%
松村 米浩	3.48%
雨堤 正博	2.99%
野村証券株式会社野村ネット&コール	2.01%
興和株式会社	1.87%
株式会社 J T ファイナンシャルサービス	1.75%
井上 圭司	1.69%
志野 文哉	1.67%
小川 真桜	1.64%

- （注）
- 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。
 - 持ち株比率は、平成 27 年 9 月 30 日時点の株主名簿をもとに平成 27 年 11 月 20 日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。
 - 持ち株比率は、小数点第 3 位を四捨五入しております。
 - 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主（平成 27 年 11 月 20 日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く）の所有議決権数の割合については、平成 27 年 9 月 30 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

9. 今後の見通し

本第三者割当による平成 27 年 12 月期連結業績に与える影響は軽微であります、開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
連結売上高	87 百万円	68 百万円	26 百万円
連結営業利益	△567 百万円	△604 百万円	△1,003 百万円
連結経常利益	△578 百万円	△616 百万円	△1,012 百万円
連結当期純利益	△571 百万円	△621 百万円	△1,016 百万円
1 株当たり連結当期純利益	△196.25 円	△113.48 円	△151.96 円
1 株当たり配当金	— 円	— 円	— 円
1 株当たり連結純資産	94.55 円	673.08 円	522.94 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 27 年 11 月 20 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,689,700 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	45,500 株	0.7%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
始 値	—	2,200 円	1,867 円
高 値	—	7,500 円	2,518 円
安 値	—	1,570 円	785 円
終 値	—	1,811 円	872 円

② 最近 6 か月間の状況

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	1,025 円	1,300 円	1,163 円	1,212 円	976 円	911 円
高 値	1,446 円	1,374 円	1,400 円	1,212 円	976 円	986 円
安 値	967 円	1,060 円	997 円	710 円	790 円	751 円
終 値	1,270 円	1,180 円	1,205 円	986 円	896 円	784 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年 11 月 19 日
始 値	757 円
高 値	776 円
安 値	757 円
終 値	773 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払込期日	平成 25 年 2 月 12 日
調達資金の額	2, 015, 368, 334 円（差引手取概算額）
発行価額	920 円
募集時における発行済株式数	2, 911, 300 株
当該募集による発行株式数	2, 202, 200 株
募集後における発行済株式総数	5, 113, 500 株
発行時における当初の資金使途	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費 その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等 返済期限が平成 25 年 12 月期末である借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成 25 年 2 月以降
現時点における充当状況	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費、その他自社 開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に充当中

・第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	平成 25 年 3 月 12 日
調達資金の額	320, 364, 517 円（差引手取概算額）
発行価額	920 円
募集時における発行済株式数	5, 113, 500 株
当該募集による発行株式数	349, 500 株
募集後における発行済株式総数	5, 463, 000 株
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金使途	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費 その他自社開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等
発行時における支出予定時期	平成 25 年 3 月以降
現時点における充当状況	ETOREAT の第Ⅲ相臨床試験及び承認申請費用としての研究開発費、その他自社 開発パイプラインの研究開発費並びに製剤開発費用等に充当中

・行使価額修正条項付き新株予約権の発行

割当日	平成 25 年 9 月 3 日
発行新株予約権数	11,000 個
発行価額	新株予約権 1 個当たり 2,900 円 (総額 31,900,000 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	3,003,900,000 円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
当該発行による潜在株式数	潜在株式数 : 1,100,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,632 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,100,000 株です。
現時点における行使状況	行使株式数 1,100,000 株 (行使完了)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	2,282 百万円
発行時における当初の資金使途	①MRX-10XT の米国における前期臨床試験及びその付帯費用 (2,576 百万円) ②その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用 (427 百万円)
現時点における充当状況	MRX-10XT の米国における前期臨床試験及びその付帯費用、その他自社開発パイプラインの非臨床試験、前期臨床試験及びその付帯費用等に充当中

12. 発行要項

◇第8回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メドレックス第8回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金4,800,000円
3. 申込期日 平成27年12月7日
4. 割当日および払込期日 平成27年12月7日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Evolution Biotech Fundに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,600,000株(本新株予約権1個当たり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,600,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金3.0円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、703円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権は、平成27年12月7日から5価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第23項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する5価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(以下「基準行使価額」という。)(ただし、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。
 - (2) 前項の規定に関わらず、基準行使価額が1,546円(以下「上限撤回価額」という。)を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は基準行使価額(ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。
 - (3) 「上限行使価額」は、当初1,159円、「下限行使価額」は、当初463円とする。上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を

必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 1 2. 本新株予約権の行使期間
平成27年12月7日（当日を含む。）から平成28年7月22日（当日を含む。）までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第23項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長される。
 - 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
 - 1 4. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
 - 1 5. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - 1 6. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
 - 1 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 - 1 8. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事

項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所 株式会社メドレックス 経営管理部

21. 払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を3.0円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. 市場混乱事由

- (1) 当社普通株式が取引所により管理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

以上